

## 第 36 回 Codex 食品添加物・汚染物質部会 (CCFAC) カドミウムの最大基準値 (議題 15(e)) 議事録 (仮訳)

175. 第 35 回部会は、精米、大豆、軟体動物（頭足類を含む）及び落花生の基準値原案をステップ 3 に戻し、その他の品目についてはステップ 5 として、第 26 回コーデックス総会に採択するよう依頼することを決定した。第 26 回総会は、ステップ 5 として提出された基準値原案をステップ 3 に差し戻すことを決定した。

176. 部会は、果実、牛・豚・羊・鶏及び馬の肉、ハーブ、食用キノコ、セロリアック、大豆、落花生の基準値について、カドミウムに関する主要な摂取源ではないので基準値は必要ないとの理由から、検討を中断することを決定した。

177. 日本の代表団は、精米の最大基準値を 0.4 mg/kg とすることを提案した。同代表団は、日本では地質学的な性質により元来土壤中のカドミウム濃度が高いことから、0.2 mg/kg という値は達成可能ではないと説明した。また、日本国内のデータを用いた確率論的な摂取量評価では、0.4 mg/kg という基準値が公衆衛生上の問題をもたらさないことが示されたことも説明した。この立場はいくつかの代表団から支持された。欧州連合の代表団は、幼児がカドミウム濃度 0.4 mg/kg の米を消費すると、PTWI を超過してしまう可能性があるとして述べた。

178. 上述の議論の観点から、部会は、精米に関する現行の基準値原案 0.2 mg/kg を 0.4 mg/kg に変更することを決定した。さらに部会は精米、小麦、ばれいしょ、根菜及び茎菜、葉菜及びその他野菜の現行の基準値案を、ステップ 5 に進めることに同意した。

179. 部会は、軟体動物に関する最大基準値と分類について時間をかけて議論を行った。いくつかの代表団は、1.0 mg/kg よりも高いレベルのカドミウム汚染が自然条件下で生ずることから、カキ、ホタテガイや内臓を含む頭足類については、最大基準値 1.0 mg/kg が合理的に達成可能ではないと表明した。部会は、IM0150「軟体動物（頭足類を含む）」を IM0151「海産二枚貝」、IM1005「ホタテガイ（中腸線を除く）」、IM0152「頭足類」の 3 つに細分類するとともに、最大基準値をそれぞれ 1.0、1.0、2.0 mg/kg とすることを検討した。また、カキについては別に 3.0 mg/kg という基準値にするか又は基準値設定の対象から除外するという提案もなされた。

180. 部会は、IM0150「軟体動物（頭足類を含む）」に関する最大基準値及び分類については合意できず、2005 年の JECFA において摂取量評価が実施されるまでの間は、変更しないことを決定した。

181. 部会は、精米、小麦、ばれいしょ、根菜及び茎菜、葉菜、その他野菜、軟体動物に関して、これら食品群のカドミウムの汚染レベルの分布曲線を描き、3 つの異なる基準値、すなわち、基準値原案とその上下の値を用いてリスク評価を実施することを、JECFA に対して要請することに同意した。JECFA は、提供されたデータに基づき、軟体動物を細分類した上で異なる基準値案を用いて摂取量の評価を行い、部会に報告することに同意した。部会は、JECFA が 2005 年 2 月に摂取量評価を行うことから、各国内におけるカドミウム濃度及び食品消費量のデータを WHO の GEMS/Foods へ提出するよう、Codex のメンバーに促した。

### カドミウムの最大基準値原案の位置付け

182. 部会は、精米、小麦、ばれいしょ、根菜及び茎菜、葉菜、その他野菜の最大基準値案については、ステップ 5 に進め、総会において予備的な採択をするよう依頼することとなった。軟体動物（頭足類を含む）の基準値原案についてはステップ 3 に戻し、加盟国に対してコメントを求めて次の会合においてさらに検討を行うこととした（Appendix X X III 参照）。

## カドミウムの基準値原案

| コード<br>番号                                | 食品群    | 基準値案<br>(mg/kg) | ステップ | 備 考                 |
|------------------------------------------|--------|-----------------|------|---------------------|
| CM 0649                                  | 精米     | 0.4             | 5    |                     |
| GC 0654                                  | 小麦     | 0.2             | 5    |                     |
| VR 0589                                  | ばれいしょ  | 0.1             | 5    | 皮を剥いたもの             |
| VR 0075<br>VS 0078                       | 根菜、茎菜  | 0.1             | 5    | セロリアック、ば<br>れいしょを除く |
| VL 0053                                  | 葉菜     | 0.2             | 5    |                     |
| VA 0035<br>VB 0040<br>VC 0045<br>VO 0050 | その他の野菜 | 0.05            | 5    | 食用キノコ、トマ<br>トを除く    |

| コード<br>番号 | 食品群  | 基準値案<br>(mg/kg) | ステップ | 備 考    |
|-----------|------|-----------------|------|--------|
| IM 0150   | 軟体動物 | 1.0             | 3    | 頭足類を含む |